

月形町まちづくり推進会議

令和3年度第1回月形町未来を考える委員会

日 時 令和3年8月19日(木)

午後4時30分

場 所 月形町役場大会議室

【委嘱状交付】

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

(1) 町民保養センター等改修について

(2) 道の駅整備について

(3) 旧JR鉄道跡地(石狩月形駅周辺整備)について

(4) 地域拠点施設の整備について

(5) その他

4 閉 会



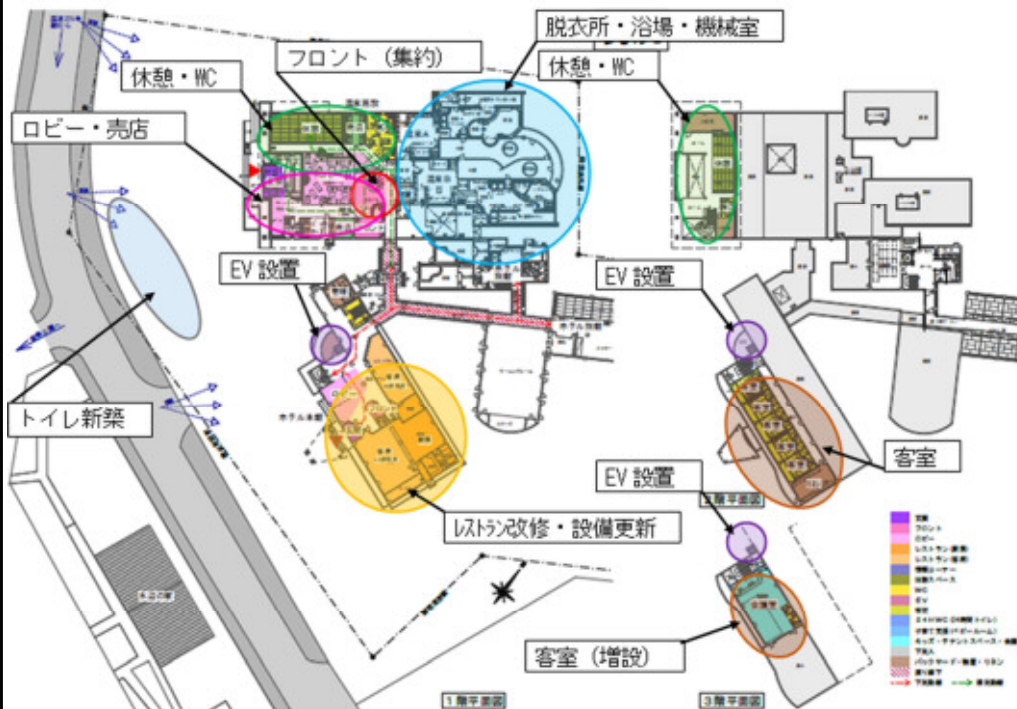
# 1. 町民保養センター等改修(道の駅機能追加)について

## 背景・目的

- 皆楽公園エリアにおける観光の中心施設として、温泉や宿泊、キャンプ場等への誘客、町のPRと観光情報を発信し、観光拠点としてのHUB機能を持たせた施設の再整備が必要
- ⇒ 周辺施設との連携強化を図ることによる皆楽公園の魅力向上及び町民保養センター等の老朽化に伴う維持コストの抑制を目的に効果的な施設整備(改修)を行う

## 主な改修内容

### 【改修イメージ図】



### 【改修・整備の考え方】

- ①利用者サービスの向上
- ②周辺施設との相乗効果による賑わい創出
- ③老朽化施設の改修
- ④再生可能エネルギー利用を基本とした施設
- ⑤管理経費の削減、施設運営効率化
- ⑥道の駅整備

別紙1参照

### 道の駅整備

別紙2参照

#### 【機能要件】

- ①休憩施設機能 → 広い駐車スペース、24Hトイレなど
- ②情報発信機能 → 地域、観光、道路情報など
- ③地域連携機能 → 農産品等の直売、町内イベントなど
- ④防災拠点機能 → 避難所、備蓄品の保管など

# 1. 町民保養センター等改修(道の駅機能追加)について

## 改修目的・内容

## 別紙 1

項目	町民保養センター	町民保養センター宿泊施設
①利用者サービスの向上	温泉とホテルのフロント機能の集約と利便性向上を図る ・休憩エリア(1F,2F)の改修(拡充) ・読書コーナー、リラックススペース等の設置(電子書籍) ・利用者の動線の変更 ・バリアフリー対応(UD)の改修(※)	ビジネスユーザーをメインとした宿泊の創出を図る ・エレベーター新設 ・客室の改修(洋室仕様、トイレ、バス付) ・冷暖房設備等の更新 ・テレワーク、ワーケーション向けの整備
②周辺施設との相乗効果による賑わい創出	温泉を中心に、観光、キャンプ等の利用者の効果的な集客を図る ・エントランス・ロビーの拡張 ・売店機能の拡充 ・各種情報発信コーナーの新設(※) ・公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備(※) ・駐車マスの区画線整備(※) ・サイン(看板)の整備	保養センターや周辺施設との一体感を図る ・公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備(※) ・駐車マスの区画線整備(※) ・サイン(看板)の整備
	飲食サービス提供による皆楽公園エリアの集客 ・ホテルレストランの改修(再開) ※規模縮小・宴会不可	
③老朽化施設の改修	利用者の安全と快適な入浴のため、浴場施設を改修する ・脱衣所、浴場の改修	施設の長寿命化を図る ・屋根、外壁、内装、建具等の改修
	施設の長寿命化を図る ・屋根、外壁、内装、建具等の改修	
④再生可能エネルギー利用を基本とした施設	再生可能エネルギーの導入による管理コストの削減を図る ・給湯設備の改修 ・電気、空調設備等の改修	再生可能エネルギーの導入による管理コストの削減を図る ・給湯設備の改修 ・電気、空調設備等の改修
⑤管理経理の削減、施設運営効率化	温泉とホテルのフロント機能を集約し、運営面の効率化を図る ・温泉1階のレイアウト変更、フロント機能の集約	客室増による施設の効率化を図る ・客室の増室

(※)は「道の駅」登録要件

## 目的

## 別紙 2

### ⑥道の駅整備

#### 「道の駅」整備により産業、観光、地域活動を活性化し町を元気にする観光拠点の実現

- ・ 周辺地域（他市町村）との連携強化を図り、各地区の特産品のPRによる産業活性化
- ・ 皆楽公園エリア及び樺戸博物館との連携を図り、観光客の増加による観光活性化
- ・ 周遊する道路利用者の安全で快適な休憩施設と町の魅力PRによる地域活性化

#### ◆道の駅(皆楽公園)全体図



#### ◆道の駅HUB施設イメージ図





# 1. 町民保養センター等改修(道の駅機能追加)について

## 施設内容

## 別紙 2

### ■道の駅に必要な機能

道の駅 基本機能	求められる機能	整備機能内容
休憩施設機能	道路利用者の安全性、快適性の向上と滞在時間の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24Hトイレの整備 <b>[既存トイレ改修 or 水辺の家改修]</b></li> <li>・バリアフリー対応(UD)</li> <li>・子育て支援機能の設置(授乳室など)</li> <li>・駐車マスの区画線整備</li> <li>・EV充電設備の整備</li> <li>・インバウンド向けにサインやインフォメーションの多言語表記</li> <li>・公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備</li> </ul>
情報発信機能	リアルタイムな道路情報や観光、地域の魅力発信による町のPR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種情報発信コーナーの新設 <b>[既存施設]</b></li> <li>・歴史コーナー(樺戸博物館、旧JR札沼線)、地域情報コーナー(特産品、皆楽公園等)、災害・道路情報など</li> <li>・観光案内窓口の設置(フロント)</li> </ul>
地域連携機能	皆楽公園エリアを町の「顔」として、多世代が交流できる場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民や民間企業、学生等の交流を育む施設整備 <b>[既存施設]</b></li> <li>・キャンプ場、パークゴルフ場の活用 <b>[既存施設]</b></li> <li>・農産物の収穫を体験できる農園整備 <b>[既存施設]</b></li> <li>・町の特産品直売所 <b>[既存施設]</b></li> </ul>
防災拠点施設	災害時の利用者等の避難所及び備蓄品等の保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震、雪害等の災害時の避難所の指定</li> <li>・非常用電源設備の導入</li> <li>・備蓄品等の保管スペース確保</li> <li>・災害時の農産物や加工品の供給機能整備</li> </ul>

## 2. 旧JR鉄道敷地(石狩月形駅周辺整備)について

### 背景・目的

- 令和2年5月に廃線となったJR札沼線用地全体としては、地域で生活する住民への還元を基本としつつ、石狩月形駅周辺は、住民の憩いの場として整備を中心とし、鉄道の記憶を後世へつなぎ、跡地全体の貴重な資源の有効活用を図るものとする

### 整備内容

#### 【整備イメージ】



町道整備イメージ



憩いの場整備イメージ

#### 【主な整備内容】

##### ①町道の新設（37,000千円）

高齢者や子供の生活道路として、また、円山展望台への動線を確保するため、赤川地区と市北地区を結ぶ町道を整備する。石狩月形駅舎は解体する。

##### ②憩いの場の整備（105,000千円）

遊歩道や緑地広場を整備し、地域住民が日常生活で利用できる場を整備する。

##### ③鉄道レガシーの継承（5,000千円）

レールや一部ホームを残し、合わせて鉄道の歴史をパネル掲示し、鉄道の記憶と風景を次代につなぐ。

## 2. 旧JR鉄道敷地(石狩月形駅周辺整備)について

### 全体図

町道新設

#### 町道の新設の目的

- 観 光：円山展望台へのつながり確保
- 生 活：赤川市北地区の生活動線確保
- 高齢者：安全な歩道確保
- 教 育：通学路の確保
- ※見通しを良くして不審者対応
- ※石狩月形駅舎の解体

#### 鉄道レガシーの継承の目的

- ホーム・レール等の設備を残し、  
札沼線の風景を次代につなぐ
- 鉄道の歴史をパネルで掲示し、  
記録を残す

#### 憩いの場の整備の目的

- 住民の憩いの場として整備
- 樺戸博物館と公園を一連の流れで見学  
できるような整備し、月形町の歴史を紐  
付けるような仕組みづくりを図る



## 背景・目的

○ 令和2年2月19日に月形町地域拠点施設整備等審議会から受けた月形町地域拠点施設整備等に係る答申を踏まえ、「みんなが立ち寄り集う地域の安心と賑わいの空間（拠点）」を整備コンセプトに、新たな公共交通ネットワークの構築に伴うバスターミナル機能を備えた、町民が気軽に立ち寄り、集まりやすい地域の交流拠点として、地域拠点施設を整備する。

## 活用内容

### 《月形小学校校舎の活用》

○ 町内で生活する方が、日常生活の中で気軽に利用できる空間を整備する。

### 《月形小学校グラウンドの活用》

○ 町内の方も、町外の方も利用出来る商業施設を整備する。  
○ 駐車場・屋外広場等を整備し、地域としてのたまり場や交流イベント時に活用する。

町の重要施策に位置づけ、早急に対応する。  
今後、基本計画を策定し進めていく。

### （1）地域拠点施設の整備について

#### ○整備コンセプト

「みんなが立ち寄り集う地域の安心と賑わいの空間（拠点）」

- ・多世代の町民が気軽に「集い、憩い、交流」が生まれる場所
- ・区域公共交通の据置点として、住民生活の利便性向上
- ・月形町のPRや地域情報発信力向上
- ・子供たちが安心して遊べる場所
- ・現実的に実現し、安心・安全に利用できる場所

#### ○地域拠点施設の整備

新たな公共交通ネットワークの構築に伴うバスターミナル機能を備えた、町民が気軽に立ち寄り、集まりやすい地域の交流拠点として、地域拠点施設を整備する。拠点施設は、月形小学校校舎（旧校舎）を活用し、子育てや文化・創作活動をはじめ、商業施設の公共利用の役割を担う機能を備えた施設を目指す。また、広大なグラウンドは広場や駐車場、バスの発着場等として整備し、周辺環境に配慮した景観整備を行う。

商業施設については、民間事業者による整備を基本とし、必要に応じて県庁との連携を密に実施し、実現に向けて取り組んでいく。

#### 【事業内容】

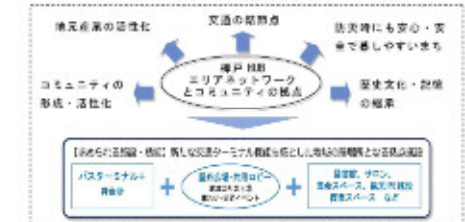
- |                |   |
|----------------|---|
| （1）こども広場       | 子供の遊ばせや交流の場を設け、子育て支援を図る。（園内遊具等の整備）                  |
| （2）図書館         | 読書の習慣を醸成し、幅広い世代が利用しやすい空間を整備する。                      |
| （3）交流広場        | 文化・創作活動等の場として、各層が活用できる、イベントホールを整備する。                |
| （4）エレベーター（新設）  | 利用者の利便性向上及びバリアフリー対策として新設に整備する。                      |
| （5）日本舞踊事務所     | 各層が利用可能な活動拠点となる機能を整備し、地域活動の活性化を図る。                  |
| （6）バス待合所（交通拠点） | トイレ、休憩スペース、インフォメーションコーナー、WiFiを整備し、拠点施設のバリエーションを高める。 |

（7）外構整備	グラウンドを拠点施設の機能や景観に合わせ、幅広い用途で利用できるように整備する。（駐車場、屋外広場、屋外イベントスペース（自由広場）、遊歩道整備、景観整備、バスプール、商業施設等）
（8）管理事務所	拠点施設の管理運営に必要な体制を整備し、管理運営事業の事務所スペースを整備する。
（9）その他	町民の集い・憩い・交流をより一層活性化させるため、売店や販売スペースを整備する。

（図1）



（1）月形町地域拠点施設整備事業（平成30年度）





○月形町まちづくり推進会議条例

平成16年7月1日

条例第11号

改正 平成31年3月5日条例第1号

月形町まちづくり推進会議条例

(設置)

第1条 地域づくりに関する課題を認識するとともに、地域づくりに対する町民と行政の協働作業が重要である。このため、議論の場、合意形成の場として月形町まちづくり推進会議（以下「まちづくり会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 まちづくり会議は町長の諮問に応じてまちづくりの推進に必要な事項を審議し、又は意見を具申するものとする。

- (1) 合併協議に向けた町の基本方針と取り組みに関すること。
- (2) 行財政改革及びまちづくり推計に関すること。
- (3) その他まちづくりに関すること。

(組織)

第3条 まちづくり会議は、委員50人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係行政委員会の委員
- (2) 識見者
- (3) 一般公募による町民

3 委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 まちづくり会議に会長及び副会長2名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、まちづくり会議を代表し総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 まちづくり会議の運営は、次のとおりとする。

- (1) 会議は、会長が必要に応じて招集する。
- (2) 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。
- (3) 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- (4) 会長は会議の議長となる。

(部会)

第6条 まちづくり会議には、必要に応じ部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 まちづくり会議の庶務は、企画振興課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、まちづくり会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月5日条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

# ○月形町まちづくり推進会議条例施行規則

平成16年7月1日

規則第7号

改正 平成19年3月19日規則第1号

平成22年9月10日規則第9号

## 月形町まちづくり推進会議条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、月形町まちづくり推進会議条例（平成16年月形町条例第11号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 条例第3条に定める委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 月形町農業委員会の委員 1名
- (2) 月形町教育委員会の委員 1名
- (3) 月形町社会教育委員 1名
- (4) 月形町行政改革推進委員会の委員 1名
- (5) 月形社会福祉調査員 1名
- (6) 月形町の区域内の公共的団体の構成員 16名以内
- (7) 月形町行政区の区長 4名以内
- (8) 一般公募による町民 12名以内

(部会)

第3条 月形町まちづくり推進会議（以下「まちづくり会議」という。）に専門的事項を調査協議させるため、次の部会を置くことができる。

- (1) 総務企画部会
- (2) 環境福祉部会
- (3) 産業建設部会
- (4) 教育部会

2 部会は、まちづくり会議において付託された事項について調査協議する。

3 部会に、委員の互選によって部会長及び副部会長を各1名置く。

4 各部会の所掌事項は、別表のとおりとする。

(部会の会議)



第4条 部会の会議の運営は、次のとおりとする。

- (1) 会議は、部会長が必要に応じて随時開催する。
- (2) 部会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- (3) 部会長は、必要に応じて関係する他の部会と合同の会議を開催することができる。
- (4) 部会長は、会議の議長となる。

(会議の公開)

第5条 まちづくり会議の会議及び部会の会議は公開とする。ただし、会長及び部会長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

2 会長及び部会長は、会議の傍聴者に必要に応じて意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 まちづくり会議に事務局を置く。

2 事務局長は副町長、事務局長代理は教育長をもって充てる。

3 事務局員は担当課の職員をもって充てる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、まちづくり会議に関し必要な事項は、会長がまちづくり会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月19日規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月10日規則第9号)

この規則は、平成22年9月15日から施行する。

別表 (第3条関係)

名称	所掌事項
総務企画部会	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 議会及び監査に関する事項</li><li>○ 総務、職員、情報管理、防災、消防及び選挙管理委員会に関する事項</li><li>○ 財政、会計、財産の管理、税、使用料及び合併市町村の財政計画に関する事項</li><li>○ 都市計画、企画調整、広報広聴、コミュニティ及び新町建設計画に</li></ul>

	<p>関する事項</p> <p>○ 他の部会に属さない事項</p>
環境福祉部会	<p>○ 環境衛生、廃棄物処理、公害対策及び交通安全に関する事項</p> <p>○ 保健、医療、福祉、戸籍及び住民基本台帳に関する事項</p>
産業建設部会	<p>○ 農林水産、商工観光及び農業委員会に関する事項</p> <p>○ 住宅、公園・緑地、上水道及び下水道に関する事項</p>
教育部会	<p>○ 学校教育、生涯学習、社会教育、社会体育及び教育委員会に関する事項</p>